

多重債務問題と地域格差

～グリーンコープ生協ふくおかにおける多重債務問題への取組み～

古江 晋也

要旨

・グリーンコープ生協ふくおかは、福祉事業の一環として 07 年 8 月に「生活再生相談室」を開設し、多重債務支援事業を開始した。現在、相談者の約 8 割が口コミを通じて訪れている。

・同生協を訪れる相談者の 3～4 割は、生活費関連の借入から多重債務に陥っており、景気回復が地域経済にまで波及せず、賃金が低下していることが多重債務問題を深刻化させている大きな要因となっている。

・グリーンコープ生協ふくおかでは、多重債務問題に対して「貸付事業」だけでなく、「金銭教育」、「相談」や「消費生活支援」を複合的に取組んでいることが特徴である。

多重債務問題と地域格差

全国における自己破産（個人）申立件数は、03 年の 24 万 2,377 人をピークに 3 年連続で減少しており、06 年には 16 万 5,917 人となった^(注1)。また、金融庁が公表している「無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況」によれば、5 件以上の借入がある債務者も 07 年 2 月(176.8 万人)から減少を続けており、11 月の時点では 132.8 万人となった^(注2)。

このように近年、自己破産申立件数や多重債務者が減少している要因としては、①景気回復による雇用改善や②06 年 1 月以降、消費者金融業者への過払金返還請求が活発化したことなど、をあげることができる。ただし、多重債務問題を考慮するうえで、①「多重債務」に明確な定義がないこと、②裁判所などの公的機関を活用しない任意整理は、統計上に現れないこと、に留意する必要がある。

しかし、多重債務問題や自己破産は依然

として深刻な社会問題であり、地域によって大きな偏りがあるという特色がある。

図表 1 は労働人口に占める破産（自然人）新規受理件数の割合を示したものである。この図表によれば、都道府県のなかで九州地方に破産申立件数の多いことがわかる^(注3)。

本稿では、福岡県において多重債務者支援を 06 年 8 月から開始したグリーンコープ生活協同組合ふくおか（以下、グリーンコープ生協ふくおか）の取組みを事例として、多重債務問題に陥る要因とその対応策を概観する。

^(注1) 最高裁判所資料。

^(注2) 金融庁ホームページ。

^(注3) 東京地方裁判所は 1999 年に即日面接制度を導入した。このため、東京都は近隣県から管轄外の申立を受理していることが考えられる。

グリーンコープ生協ふくおかの多重債務問題への取り組み

(1) 福祉の一環としてスタート

グリーンコープ生協ふくおかは、94年に福祉事業を開始した。同生協が福祉活動に取り組むようになった要因は、組合員の中心が団塊世代の主婦層であり、両親の介護への関心が高まったことが背景にある。96年には地域の福祉団体に寄付を行う福祉活動組合基金を設立。ホームレスの自立支援を目的に活動を行うNPO法人への寄付など福祉活動を広げていった。このような活動を実施していくなかで、グリーンコープ生協ふくおかは多重債務問題からホームレスに陥る実態を知り、ホームレスとなることを未然に防止する観点から多重債務者支援の重要性を認識し始めた。

なお、現在の同生協福祉事業は、「福祉ワーカーズ連合会」と連携して進めている。福祉ワーカーズ連合会は非営利団体として福祉・介護保険事業を行っており、約2,700人のワーカーズが活動している。

(2) 生活再生相談室の開設

一方、多重債務問題は組合員内にも深刻な影を落としていた。05年7月に同生協が調査したところによると、3ヶ月以上の商品代金の未納状況は全組合員の約0.5%に及んでいた。さらに、05年10月に生協内の職員、パート、ワーカーズを対象とした職場アンケート（950人中926人が回答）では、消費者金融・キャッシング等で150万円以上の借金を抱えている人が3.1%にも及んでいた。

このような状況のなか、グリーンコープ生協ふくおかは、多重債務問題への取り組み

図表1 労働力人口に占める破産（自然人）新規受理件数の割合

順位	2005年		2006年	
1位	高知県	5.32	高知県	5.02
2位	長崎県	4.53	長崎県	4.29
3位	鹿児島県	4.37	青森県	3.92
4位	青森県	4.24	佐賀県	3.77
5位	福岡県	4.19	北海道	3.70
6位	北海道	4.09	鹿児島県	3.64
7位	大分県	4.09	東京都	3.60
8位	佐賀県	4.02	福岡県	3.56
9位	大阪府	3.86	大阪府	3.45
10位	宮崎県	3.74	大分県	3.31
11位	山口県	3.67	鳥取県	3.29
12位	東京都	3.60	宮崎県	3.24
13位	熊本県	3.53	岩手県	3.16
14位	鳥取県	3.38	愛媛県	3.08
15位	愛媛県	3.19	山口県	3.04
16位	秋田県	3.16	熊本県	3.02
17位	広島県	3.15	和歌山県	2.86
18位	宮城県	3.09	広島県	2.84
19位	岩手県	3.04	宮城県	2.81
20位	岡山県	3.01	秋田県	2.81
21位	京都府	3.01	兵庫県	2.55
22位	兵庫県	2.80	岡山県	2.55
23位	沖縄県	2.67	京都府	2.53
24位	和歌山県	2.67	香川県	2.45
25位	奈良県	2.64	徳島県	2.45
26位	徳島県	2.51	奈良県	2.38
27位	香川県	2.50	沖縄県	2.36
28位	福島県	2.34	山形県	2.30
29位	栃木県	2.24	島根県	1.99
30位	島根県	2.24	栃木県	1.98
31位	山形県	2.23	福島県	1.96
32位	新潟県	2.04	愛知県	1.78
33位	群馬県	1.99	群馬県	1.78
34位	愛知県	1.97	新潟県	1.71
35位	神奈川県	1.97	三重県	1.71
36位	静岡県	1.96	山梨県	1.70
37位	山梨県	1.91	岐阜県	1.67
38位	三重県	1.87	神奈川県	1.67
39位	石川県	1.82	石川県	1.61
40位	岐阜県	1.82	静岡県	1.61
41位	滋賀県	1.76	福井県	1.59
42位	埼玉県	1.75	長野県	1.58
43位	長野県	1.75	茨城県	1.57
44位	茨城県	1.65	滋賀県	1.54
45位	千葉県	1.61	富山県	1.41
46位	福井県	1.60	埼玉県	1.38
47位	富山県	1.48	千葉県	1.29

(注) 労働力人口は総務省統計局・労働力調査、破産（自然人）新規受理件数は最高裁判所・司法統計を基に作成。

についての検討を始めたが、当時は、①多重債務問題は自己責任で解決すべきこと、②多重債務問題は生協の課題ではない、などの反対意見を唱える組合員等もいた。

しかし、意見交換などを繰り返していく過程で、①多重債務問題は個人の資質の問題ではなく、社会的な課題である、②家計の破綻や経済生活の課題は、生活者の視点が必要である、という意見に加え、③組合員の暮らしを総合的に捉え、相互扶助の観点から対応していく仕組みが必要である、という認識が生協内に醸成されるようになった。これを受けて06年6月の通常総代会で「生活再生事業」を開始することが決定され、同年8月に「生活再生相談室」が開設された。

生協による生活再生相談ということもあり、相談者の約70%を女性が占め、約半数が組合員である。また、生活再生相談室への電話相談は07年11月20日現在、1379件にのぼり、約80%の相談者が知人や組合員からの口コミで訪れている。

相談者の属性

生活再生相談室では、07年8月から10月に訪れた相談者の属性をまとめ、債務の原因を調査した。すると、145名のうち、家計補助、教育費、医療・冠婚葬祭の生活関連が35.9%を占めていた。これに住宅・自動車購入、借入金返済、事業資金、他人の借金返済を加えれば、84.7%を占める。

一方、娯楽、ギャンブル、飲食といった遊興費が債務の要因のなった相談者は、6.4%に留まった。さらに、相談者の職業は、「主婦・無職」「パート・アルバイト」が全体の64%を占め、全相談者の74%が300

万円以下の年収であった。

つまり、生活相談室に訪れる相談者は、生活苦ないしは住宅ローンや自動車ローンなど生活関連による債務が多数を占め、多重債務に陥る大きな要因は所得の低下にあるといえる。同相談室の担当者は、「近年の景気回復が地方まで波及していない」ことを指摘し、地域が厳しい状況にあることを率直に述べてくれた。

また、社会的環境という観点から検討すれば、福岡県には消費者金融会社が稠密なキャッシングポイントを展開していることや日賦貸金業者^(注4)等が多いことなども多重債務問題の大きな要因となっている。

^(注4) 日賦貸金業者とは、①貸付の相手方が従業員5人以下の飲食店等の小規模であるもの、②返済期間が100日以上であるもの、③返済期間の半分以上を集金によって取り立てるもの、という要件を満たした貸金業者。例外的に54.75%の金利が出資法で認められている。ただし、貸金業法改正によって日賦貸金業者による特例の廃止が決まった(金融庁「貸金業法等の改正について」を参照引用)。

写真1 生活再生相談室



生活再生相談の業務フロー

生活再生相談の業務フローは、相談者の電話相談から始まる。この電話においてヤミ金融や脅迫的な取立てなどが行われ、緊急の対策が必要な場合は、相談員が弁護士や警察署などの公的機関に連絡し、相談者本人が直接弁護士等に相談するように対応する。

緊急の対策の必要がない場合は、相談室において面談を行うことにする（写真1参照）。相談時間は1時間から1時間半ほどであり、FP等の資格を有する相談員が、「どのように解決したいのか」ということを面談して相談者の自己選択を重視しながら検討する。現在、相談室には、専任の相談員が5名配置されている。

相談内容で債務整理が絡む事例については、相談員が弁護士や司法書士、公的機関などに同行する。相談者は弁護士との相談を通じて「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」などの方針を確定する。

法的整理が完了すれば、相談者の当面の生活資金などについての相談が再び行われる。さらに債務整理終了後も2～3年間は半年から1年に一回の頻度で面接を行う。

一方、貸付事業は、①債務整理相談後の税金・家賃・水道光熱費などの滞納、②総額100万円前後の一括返済、③債務整理を終え、生活再生途上の自立支援、④金融業者からの安易な借入を防ぐための一時的な生活資金の貸付、を目的として実施される。貸付の可否については、面談を通じた家計簿診断、ライフプラン作成などの生活状況の調査を行って判断する。

生活再生相談室は貸付業務後、2～3年間は定期的な面談を実施する。ちなみに、同

貸付業務には、相談者の家族・親族等に連帯保証人を求めるが、家族・親族等がない場合は事情を把握したうえで別途相談が行われる。

多重債務問題への複合的な対応

多重債務に陥る要因のひとつは、所得の減少によって家計収支のバランスが崩れることにある。ただし、家計収支のバランスが一時的に崩れてもそのことを家族内で相談できる環境にあるかどうか、ということも多重債務に陥るかどうか、を左右する。生活相談室の担当者によれば、家計の収支のバランスを埋め合わせるため、配偶者に内緒で消費者金融から借入を行ったことがきっかけとなり、多重債務に陥るケースも少なくないという。

また、多重債務問題は金融リテラシー（金融知識）とも大きな関連性がある。近年では、預金金融機関に加えて、信販会社系、流通会社系カード会社やIT系、専門消費者金融会社など多種多様な消費者向け無担保融資を行う会社が存在する。「これらの企業がどのようなサービスを提供しているのか」ということや「これらのサービスを利用するにはどれだけの金利や手数料が必要なのか」という知識が生活者としてますます不可欠となっている。相談者のなかには、預金金融機関と消費者金融会社との相違がわからず、「気が付けば、返済が不可能となる人」がいることも少なくない。

さらに、生活費などに困った相談者が、将来的に返済不可能に陥る可能性が高い金利で借入れることを防ぐための小口の貸付も重要である。このように多重債務者を救済するためには、「おまとめローン」にみら

れる借換融資だけではなく、「金銭教育」や「相談」、「消費生活支援」を一体化させて取り組むことが重要であり、グリーンコープ生協ふくおかにおけるこれらの複合的な対応は注目できる。

おわりに

07 年 12 月、改正貸金業法が本格施行されたことを受けて、貸金業協会の設立、取立て規制の強化、業務改善命令の導入などが行われた。今後、公布（06 年 12 月 20 日）からおおむね 3 年を目途として、出資法の上限金利の引下げ、「みなし弁済」の廃止、総量規制の導入などが実施される予定である。

近年、過払金返還請求が高まっていることもあり、自己破産申立件数等は減少傾向にある。しかし、このことによって多重債務問題への目途が立ったとはいえない。グリーンコープ生協ふくおかの事例を見れば、相談者の多くは、所得低下による生活苦が多重債務への引き金となっており、近年の景気回復が地方にまで波及していないという現実がある。この点を踏まえれば、多重債務問題の根本的な解決には、貸金業者のあり方に加えて、地域経済の振興や非正規雇用者の所得格差などの対応も不可欠であるといえる。

参考資料

- ・グリーンコープ生活協同組合ふくおか資料。
- ・総務省、金融庁、最高裁判所ホームページ。